

# 開放型病床運営規程

## 第1条（目的）

芦屋セントマリア病院（以下「当院」という。）は地域医療の充実と効率化を図るため、開放型病床を設置し、患者への共同診療・指導を行うことにより、病診連携を更に緊密なものとして、地域の多様な医療ニーズに応えることを目的とする。

## 第2条（対象）

開放型病床は原則として、阪神南医療圏に所在するすべての医師に開放する。

## 第3条（登録医）

- （1）登録医は当院「開放型病床登録申請書」（様式1）の提出をもって登録医とする。
- （2）登録医の有効期間は2年間とし、以後特別な理由がない限り自動更新とする。
- （3）当院院長が登録医として不適格と判断した場合には、登録医を抹消することがある。

## 第4条（運営）

開放型病床の運営は、次の要領とする。

- （1）登録医より紹介され入院した患者の主治医は、当院の医師があたるものとする。登録医は副主治医として開放型病床を訪問し、主治医と意見交換・協議及び共同診療・指導ができる。
- （2）共同診療・指導のために当院を訪問するときには、あらかじめ地域医療連携室に訪問日時を連絡する。
- （3）登録医は、病院内では白衣を着用し、所定の名札を付ける。
- （4）登録医は、主治医とともに診療等共同指導を実施する。
- （5）登録医、主治医は共同指導終了後、指導内容を当院電子カルテに記載する。
- （6）登録医は、主治医の了解を得て紹介患者の検査または手術に参加することができる。

## 第5条（開放型病床）

- （1）開放型病床は3床とする。
- （2）開放型病床が満床の場合は、一般病床での入院となり、共同診療の対象としない。また、その際の入院の可否は、当院担当医が決定する。

## 第6条（医療事故賠償責任）

開放型病床の利用に起因する医療事故については、病院が加入する損害賠償保険を適用するものとする。

ただし、登録医は、開放型病床に入院中の患者に対し、登録医本人の故意若くは過失により、医療過誤を生じた場合、又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

## 第7条（個人情報保護）

診療情報の提供・管理に際して、病院及び登録医は、個人情報保護法をはじめ各種法令を遵守し、利用目的に基づいて使用を行うものとする。

〈附則〉

本運営規定は、令和6年3月1日から実施する。